

令和6年6月14日

第23回国土審議会離島振興対策分科会への意見

特別委員 衆議院議員 逢坂誠二

現在、有人国境離島法の下で行われている航路及び航空路の運賃割引制度は、事実上、対象を有人国境離島の島民等に限定しています。

島民限定で離島航路を安く利用できていることは負担軽減の面で評価できますが、島民の料金だけを安くすると、島に住んでいる方が島外に移動しやすくなることから、島の消費が外に流れてしまう可能性が高くなります。結果的に、島民の島外での消費を促進し、有人国境離島の経済にかえって悪影響を与えることが懸念されています。

こうしたことを考えると航路及び航空路の運賃割引の対象を運送事業者や旅行者など島民以外の方々にも拡大すべきです。これによって交流人口の増加を図り、島内消費を伸ばすことができれば、有人国境離島の活性化にも繋がります。また地域にお金が回り経済が循環すれば、若い人たちの雇用にもつながります。

離島以外の地域の自治体間移動などに照らし合わせると、離島への航路、航空路は、国道のようなものです。離島への運賃の低減対象を島民以外にも拡大するのは、当然のことと言えます。

以上